

(ケ-3) 三崎地域において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で三崎地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約420人について、バス15台、福祉車両11台（ストレッチャー仕様3台、車椅子仕様8台）。

	想定対象 人数	想定必要車両台数※1,2			備 考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (4箇所)	291人 (児童等226人+ 職員65人)	12台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P90】
社会福祉施設の入所者等の 避難(1箇所)	63人 (入所者47人+ 職員16人)	1台 (入所者8人+ 職員4人)	0台	5台 (入所者39人+ 職員12人)	【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:1台) ○伊方町(いかにちよう)車両(8人乗り:4台)
在宅の避難行動要支援者等 の避難	56人 (要支援44人+ 支援者12人)	2台 (要支援者35人+ 支援者6人)	2台 (要支援者3人+ 支援者3人)	3台 (要支援者6人+ 支援者3人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1人、車椅子1人乗り:1台) ○四電車両(ストレッチャー2人、車椅子1人乗り:1台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者の うち、避難の実施により健康リ スクが高まる者等を放射線防 護施設に輸送※6	10人 (要支援者5人+ 支援者5人)	0台	1台 (要支援者5人+ 支援者5人)	0台	近傍の放射線防護施設に、四電配備福祉車両1台 でピストン輸送を想定【資料P96】 三崎(みさき)地域:3往復(要支援者5人)
合 計	420人	15台	3台	8台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は三崎地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬(さだみさき)半島の地域特性を踏まえ、26名乗りにより想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

(ケ-3) 三崎地域における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎地域の各関係機関の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から愛媛県内の港湾に移動※1後は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備 考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数		15台	3台	8台	
(B)確保車両台数		計15台以上	計4台	計8台	
確保先	伊方町	7台	—	4台	【バス等】バス:8～26人乗り 【車椅子仕様】 ○4台(1台当たり:車椅子8人)
	学校、社会福祉施設	8台	1台	1台	【バス等】バス:14～26人乗り、乗用車:4～10人乗り 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※2 ○1台(ストレッチャー1人、車椅子1人乗り)
	四国電力	—	3台※3	3台※3	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①:＜ストレッチャー2名、車椅子1名＞ パターン②:＜車椅子6名＞ 【配備台数】 3台(三崎(みさき)地域)※2

※1 三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、78隻 平成28年7月1日時点)等で海路避難を実施

※2 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用

※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

(ケ-33) 全面緊急事態における住民の避難先・避難ルート

- 国道197号がPAZ境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の住民については、一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に集合し、船舶及び大分県への受入の準備が整い次第、海路及び陸路により大分県に避難を実施。
- 三崎地域の住民については、一時集結所(三崎総合体育館)に集合し、船舶及び大分県への受入の準備が整い次第、海路及び陸路により大分県に避難を実施。
- 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。

- ・状況に応じて、避難経路を選定
- ・大分県に避難することが困難な場合は、愛媛県内に海路避難



(ケ-3) 瀬戸地域及び三崎地域の観光客及び民間企業の従業員の数

- 瀬戸地域の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約450人、民間企業（従業員30人以上）は1社（約90人）存在。
- 三崎地域の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約1,100人、民間企業（従業員30人以上）は2社（約100人）存在。

瀬戸地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
瀬戸地域（足成、佐市以外）	11	447人

観光施設における入場見込人数：平成29年実績

※入場見込人数については、入場ピーク時（8月）における1日当たりの入場者数を基に算定

瀬戸地域の民間企業（従業員30名以上）の状況（詳細）

地域名	民間企業名	従業員数
瀬戸地域（足成、佐市以外）	朝日共販(株)	94人

企業名及び従業員数：総務省・経済産業省『平成24年経済センサス－活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

三崎地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
三崎地域	6	1,116人

観光施設における入場見込人数：平成29年実績

※入場見込人数については、入場ピーク時（8月）における1日当たりの入場者数を基に算定

三崎地域の民間企業（従業員30名以上）の状況（詳細）

地域名	民間企業名	従業員数
三崎地域	西宇和農業協同組合三崎共選	59人
	西宇和（農協）三崎出張所	37人
合計（2社）		96人

企業名及び従業員数：総務省・経済産業省『平成24年経済センサス－活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

※従業員については、通勤に使用する自家用車等で、一時集結所（三崎総合体育館）に移動

- 全面緊急事態で瀬戸地域において一時集結所（三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館）までの移動に必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約390人分：バス9台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所（三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館）に移動）。

＜瀬戸地域内で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ※1	想定必要バス数	備 考
自家用車での避難ができない住民	339人	8台	一時集結所にて乗車【資料P57】 1台当り46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	45人	1台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数 447人程度のうち、約9割が自家用車や観光 バスで来場する想定で、その1割を想定対象 人数として算入。【資料P104】
合 計	384人	9台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所（三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館）に移動
※3 想定必要バス数は、瀬戸地域で必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、瀬戸支所の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港又は三机港から大分県内の港湾に移動※1後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港又は三机港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

＜瀬戸地域内の輸送能力＞

		確保車両台数	備 考
		バス	
(A)必要車両台数		9台	
(B)確保車両台数		計9台以上	
確保先	伊方町(瀬戸支所等)	2台程度	・伊方町が瀬戸支所等に配備している車両4台(合計70人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定

※1 三崎港又は三机港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、78隻 平成28年7月1日時点)等で海路避難を実施

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

- 全面緊急事態で三崎地域における、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約700人分:バス16台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所(三崎総合体育館)に移動)。

＜三崎地域内で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ^{※1}	想定必要バス数	備 考
自家用車で避難ができない住民	589人	13台	各集会所から一時集結所まで乗車 1台当り46人程度の乗車を想定 【資料P57】
観光施設から避難する一時滞在者	112人	3台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数 1,116人程度のうち、約9割が自家用車や 観光バスで来場する想定で、その1割を想 定対象人数として算入。【資料P104】
合 計	701人	16台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所(三崎総合体育館)に移動

※3 想定必要バス数は、三崎地域で必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎支所の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から大分県内の港湾に移動※1後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

みさき
＜三崎地域内の輸送能力＞

		確保車両台数	備 考
		バス	
(A) 必要車両台数		16台	
(B) 確保車両台数		計16台以上	
確保先	いかたちよう みさき 伊方町(三崎支所等)	3台程度	いかたちよう みさき ・伊方町が三崎支所等に配備している車両7台(合計116人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定

※1 三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、78隻 平成28年7月1日時点)等で海路避難を実施

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

6-4. ケース4（屋内退避）における対応

＜ケース4における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

- ① {
- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
 - ・国道197号が使用不可な場合
 - ・港湾が使用不可もしくは船舶の利用ができない場合
 - ・ヘリコプターが利用できない場合
- ② {
- ・放射性物質放出のリスクが高まった場合

【防護措置の方法】

- ・屋内退避を実施^(※)。

※ 津波との複合災害時における場合は、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難し、安全が確保された後、屋内退避を行う。

(ケース4) 屋内退避を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が利用できず、空路による避難もできない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が、約4,500人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。

屋内退避一例(ケース4)

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

屋内退避を実施

